

令和5年3月16日

一般事業主行動計画

丸田産業株式会社

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：妊娠中および出産後の労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施する。

＜対策＞

- 令和 5年 4月～ 社内の電子掲示板を利用して制度の周知を行い、随時情報提供を行っていく。
- 令和 5年 9月～ 相談窓口を設置し、従業員に周知する。

目標2：令和 8年 4月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 8 日以上とする。

＜対策＞

- 令和 5年 4月～ 計画的な取得に向け、事業部単位での取得目標の設定と進捗管理
- 令和 6年 4月～ 定期的な社内通知、管理職への呼びかけ等、取得促進への啓発を行う